

～これから箕面市内で広告物を計画されるかたへ～  
設計者様は建築主様にお伝えください

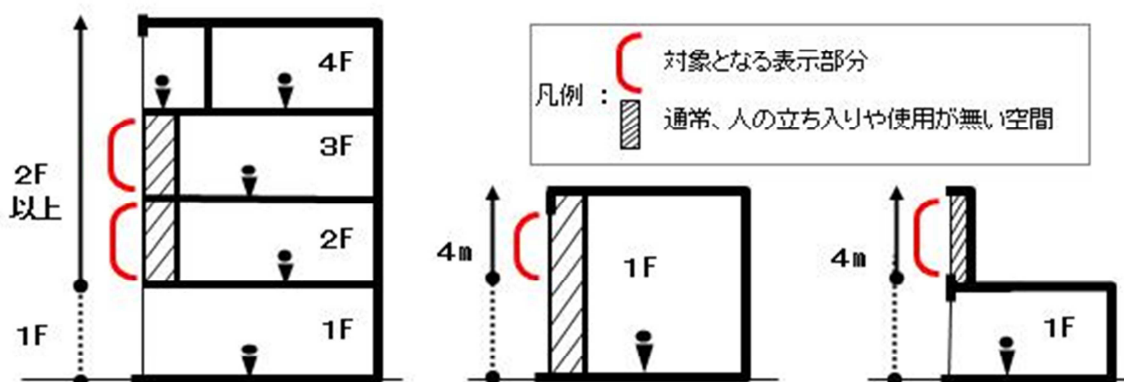
平成 29 年 1 月 1 日  
都市景観条例等を改正しました

# 屋内から表示する広告物であっても 届出対象となる場合があります

## 新しいルールについて

### 屋内からの広告物の表示を協議・届出等の対象とします

建物の2階以上または建物の高さ 4 m<sup>1</sup> を超える部分における、建築構造的に室になっていない部分（通常、人の立ち入りや使用が無い空間）などからの、ガラス面越しの表示を対象とします。



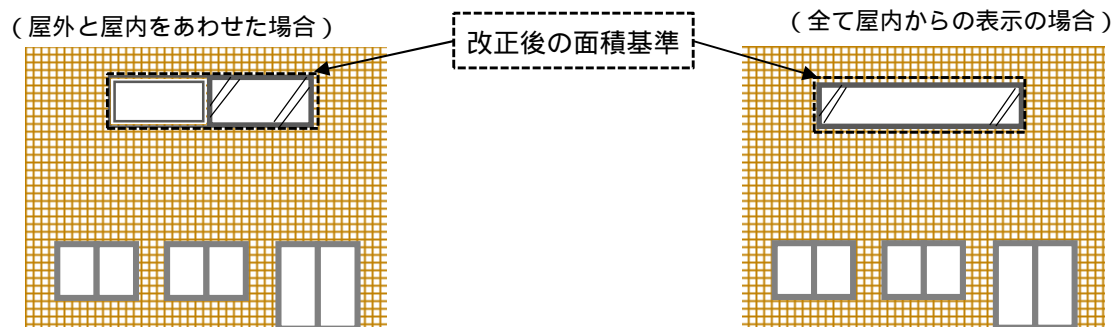
1 建築物等が周囲の地盤面と接する位置からの高さ(4m)とします

(2階建てのように見えるが、上部に用途が無く1階建て扱い)

### 屋内からの広告物の表示に基準を設けます

屋外広告物 と屋内からの広告物の表示 の面積は、どのような組み合わせでも、合計で屋外広告物の面積基準内とします。

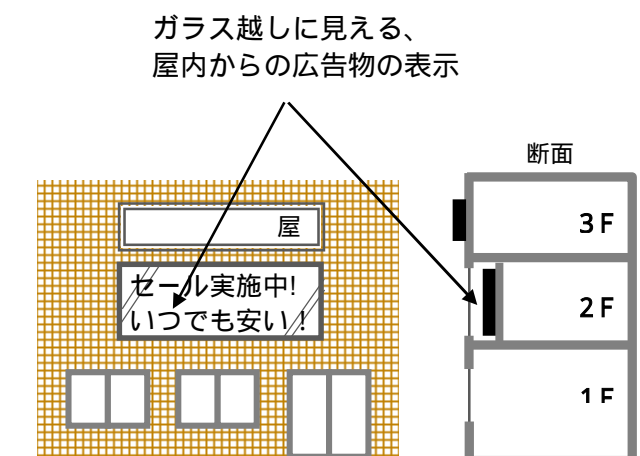
屋内表示の色合いや文字、図柄についても屋外広告物と同じ基準を適用します。



### 今回の条例等の見直しについて

箕面市では、これまで、屋内から表示される広告物は、条例による協議・届出等の対象ではありませんでした。そのため、「屋内からの表示」には、面積やデザイン等の基準が適用されず、これらが増大した場合などは、屋外広告物の基準が意味をなさなくなります。

そこで、市では良好な都市景観の形成を図るため、都市景観条例等を改正し、平成29年1月1日に施行しました。「屋内からの表示」を協議や届出の対象とし、面積やデザイン等について屋外広告物と同じ基準が適用されます。



## Q & A

### Q 2階以上を対象とし1階は対象としていないのはなぜか？

A 2階以上は遠くから視認できるような広告が設置されることが想定でき、そのサイズ等からもまちなみ景観の一部となり得ると考えています。  
一方、1階部分はまちのにぎわい、商業の活性化の要素でもあるため、対象としません。

### Q 窓ガラスに内側から貼る張り紙は、協議や届出の対象となるのか？

A 今回の条例の見直しでは、面積基準を超える広告を表示する目的で、屋外広告に加えて、実態的に屋外広告同様の「屋内からの表示」を行うような場合を対象としています。

### Q 屋内から表示する広告物の面積やデザインに新たな基準を設けるのか？

A 面積やデザインについて新たな基準は設置しません。屋内から表示する広告物であって、今回の改正により協議・届出等の対象となるものの面積やデザイン等は、これまでの屋外広告物の基準に適合させてください。

問い合わせ先

箕面市 みどりまちづくり部 まちづくり政策室

電話 072-724-6810